

## 総合調整会議の概略（2014. 9. 22）

○日時：平成26年9月22日（月） 午後1時20 ～ 午後2時25分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

### <会議内容>

#### 1. 市長の指示事項

##### 市長からの指示

- ・9月25日に有村治子国務大臣（女性活躍・行政改革・国家公務員制度担当）と懇談する予定である。私は子育て関係施策のことをテーマにお話をお伺いする予定だが、他にも必要な事項があれば報告すること。
- ・9月市議会定例会について、各常任委員会での審査は全て可決すべきものと決定いただいているが、最終日まで適切に対応すること。
- ・10月1日から部別経営会議が開催されるが、各部において課題等の事務事業を整理し、事前準備を万全にしておくこと。
- ・これから時期は地域で多くの事業が開催されるため、積極的に参加して地域事業への協力を行うこと。

#### 2. 審議事項

##### 【案件名】栗東駅周辺まちづくり基本方針（素案）について

→ 政策推進部長、元気創造政策課長から説明

- ・JR栗東駅周辺には栗東駅のバリアフリー化や駅ビル用地の利活用など多くの課題があり、地元自治会や周辺事業所関係者から意見を聴くための検討会議を開催し、7月から8月にかけてアンケート調査を実施し、市の基本方針素案を策定した。
- ・今後は、アンケート調査の結果を反映し、栗東駅周辺まちづくり基本方針（素案）を定めていきたいと考えている。また、方針に位置づけられた各施策の今後の具体化については、栗東駅周辺まちづくりの次年度以降の展開も意思決定を行うことになる。
- ・4ページのにぎわいのあり方について、アンケート調査結果からは、特に変更するようなどころはなく、栗東駅周辺の良いところについての意見は駅や公共施設、スーパーマーケットなどの充実が1番目となっており、その他は静かで落ち着きのある居住環境、パチンコ店やカラオケボックスがないが上位を占めている。落ち着きのある暮らしやすい居住環境を目指すという内容で当初案どおりの整理を行っている。

- ・ 5 ページのまちづくりの目標についても変更はない。
- ・ 6 ページからは、まちづくりの目標に基づいて、まちづくり施策と施策実施の具体的イメージの整理をしたものであり、7 ページ上段にある年次的な考え方については、アンケート調査で意見のあった項目の重点化を図ったものである。さらに、従来は短期が10年以内の事業を想定していたものと、3年以内により短期に取り組むべき課題の整理を行っている。
- ・ 11 ページの栗東駅周辺まちづくり施策展開図について、当初のたたき台より変更はない。
- ・ 12 ページの栗東駅周辺まちづくり推進プロジェクトについて、3つに集約されたプロジェクトを推進することにより、栗東駅のまちづくりをさらに推進させるという形で整理を行っている。これらは、実際に推進プロジェクトを実施する際には、地域住民等との協働で進めていくということの特記している。
- ・ 13 ページ以降は、3つのプロジェクトを推進するための関連する施策実施の具体的イメージとして、3年以内と短期の事業について、それぞれ担当課の割り振りを行っている。
- ・ 16 ページの栗東駅周辺まちづくりの今後の進め方について、栗東駅東口公共用地の活用プロジェクトの推進に向けては、用地だけの利活用を検討するのではなく、総合的なまちづくりとして全体として取り組むことを記載しており、事業推進担当課を設置し、全体の進行管理、まちづくり推進プロジェクトの実施計画の策定を担いつつ、関係各課がそれぞれ連携しながら推進していくことを位置付けている。
- ・ また、事業実施に向けては、まちづくり推進プロジェクトの実現に向けた具体的な実施計画を整理し、適切な予算措置を図るということと、実施計画の検討等については、市民、事業者、駅利用者等の市民参画や協働を求めながら、それぞれの主体が役割分担し推進していくことを改めて整理している。

#### [建設部理事]

- ・ 7 ページの25番に「ウイングプラザの空きテナントに駅前観光案内所を設置」について、駅から離れた場所に設置することになるが、駅利用の利便性を高めるということからは疑問を感じるが、何か考えがあるのか。また、26番の「(都) 栗東駅前線の幅員構成の見直し、事業者等が利用しやすい空間を創出」について、具体的には荷下ろしのスペースなどを想定しているのか。

#### [元気創造政策課]

- ・ 施策実施の具体的イメージについては、昨年度に開催したプロジェクト会議における意見等を参考にしてまとめたものであり、空きテナントの活用の方策として観光案内所等を設置してはどうか、また、長期のアイデアになるが30メートル道路という広幅員の都市計画道路が整備されているので、これをさらに有効活用できないかというアイデアであり、以前にも議会から買い物客の駐車区画にできないかとの意見もあって、選択肢の一つではあると思うが、具体的

な内容は決まっていない。今後、市民等と意見交換等を行いながら、地域課題の解決に向けてのストックとして活用していくアイデアとして考えてもらいたい。

[道路・河川課]

- ・想定する期間について、7ページの26番が長期、9ページの45番が中期、49番が短期となっているが、これでは自転車専用レーンの整備、路側帯と無料駐車スペースの整備、幅員構成の見直しという順番になるが、順番としては逆であり、本来幅員構成の見直しが先にくるべきでないのか。

[政策推進部長]

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の制限もあって、短期で行うのは難しいと考えている。

[建設部理事]

- ・アイデアの段階ではあるが、期間まで記載しており矛盾している部分もある。表現の整理が必要ではないか。

[副市長]

- ・時系列で並べてみると無理があるのではということだが、その部分については、文章表現の内容を担当部課と協議し、再確認をすること。

[環境経済部長]

- ・この基本方針は駅東口公共用地の利活用に端を発しているが、実際、それだけではなくそれも含めた形で駅前のにぎわいについて、市の方針として確実に施策が展開されていくということがオーソライズされていると理解してよいか。アイデアについては、検証や分析がされたうえで記載されているのか疑問であり、公開するには時期尚早ではないのか。または、それらを今後整理していくというような考えでよいか。

[政策推進部長]

- ・アイデアについては、プロジェクト会議で提案されたものを整理しているが、記載しているもの全てをしないといけないというのではなく、あくまで例示しているものであるということで理解してもらいたい。

[市長]

- ・プロジェクト会議で提案されたものが担当部長会議等で調整されたうえで出てきていると考えているが、実際に内部調整はどのように行ったのか。

[元気創造政策課]

- ・先日、関係部長会議を開催した際に出た意見としては、1点目は全て市で実施するように捉えられるため、もう少し市民参画や協働の視点を入れて取り組んで行くということがわかる工夫が必要であるということと、2点目はこれで市の方針として決まったものとなるのであれば、もう少し分析をする必要があるのではないかとということである。

- ・ 1点目の市民参画と協働の視点については、修正して反映している。検討会議においては、市としての案を示さない限りは、具体的に何をしていくのかわからないという意見が出ていることから、基本方針として案を示すということになっている。しかし、基本方針案が市だけで実施するものではなく、市民と話し合いながら精査をしていく。アンケート調査結果でも、必要以上の投資をするべきではないという意見もあり、行政が多額の投資を行うのではなく、市民と共に創意工夫によりまちをにぎわいのあるものにしていくものであると考えている。今回は不完全な内容に捉えられるかもしれないが、今後の話し合いの中で整理していくべきものであると考えている。

[副市長]

- ・ 昨年度から地元住民の方も入っていただき検討会議を開催して進めてきたい経過があるため、最終的な市としての素案を示さなければならないというのは理解していただきたい。基本方針について、検討会議で議論してもらうが、市として検討が必要なアイデア項目もあり、そのために時間もかかることから、一つずつできることから取り組んでいくことと、アイデアの実現のための具体的な改善策があるのかを含め、今後、素案に基づいた実施計画を作っていくという考え方になる。

[市長]

- ・ 市の基本方針をまとめていくうえで、出来ることから始めていかなければいけないが、課題の整理は必要である。これまでの策定経過を踏まえて、一定の方向性を出すということを認識したうえで、総合計画や商工振興ビジョン等との整合性を図る必要がある。あくまでアイデアであるということを整理しておく必要がある。

## 区分：決定

### 3. 報告事項

#### 【案件名】 消防活動支援情報としての住民基本データ外部提供に関する協定について

→ 市民部長から説明

- ・ 火災、地震などの災害発生時に人命救助を迅速に行うため、住民基本台帳データの基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）を抽出し、湖南広域消防局に提供する協定を締結するものである。
- ・ 情報提供により夜間や災害時など、本人からの聞き取りが困難な場合などに対処する手段の一つとするものである。
- ・ 湖南4市の状況について、草津市は個人情報保護審議会において平成25年度に了承され、守山市は今年9月に個人情報保護審議会に諮る予定である。野洲市は当該審議会がないため決裁

で対応予定である。

- ・県内の状況について、県内には7消防本部があるが、5本部で提供していくということが決定されており、湖南と甲賀の2つが残っている。
- ・本市では、締結日は10月1日を予定している。
- ・消防本部では災害現場において被災住民の正確な把握が難しいということもあり、住民基本データを活用して被災者の把握に努めたいということである。
- ・個人情報保護条例における目的外の外部提供となることから、内部決裁後、協定を締結する
- ・協定締結後は、情報の更新を3か月ごとに行う予定であり、その都度申請書を提出してもらい決定し、情報を提供していく。
- ・情報提供の必要性については、災害現場における救出活動の際、近隣住民に聞いている等の対応では、被災者の情報を得るのに時間がかかるため、住民基本データの活用をするというものである。
- ・住民票の登録がされていても実際には居住していない方や、逆に住民票の登録がされていなくても居住されている方もいる。まず、住民基本台帳データによる被災者世帯の確認を早急に行うものである。この内容については議会説明会でも説明していく予定である。

[市長]

- ・個人情報保護条例との関係について、具体的にどうなるのか。

[危機管理課長]

- ・栗東市個人情報保護条例の第10条に目的外利用という条文があるが、例外として「国等へ外部提供することに相当な理由があり、かつ、必要な個人情報の保護措置が講じられていると実施機関が認めるとき」という規定がある。情報の提供に際して、情報管理をどうするのが問題となってくるため、情報の提供方法などセキュリティの確保が必要であることから、取り扱いは十分配慮するよう求めている。消防本部にも個人情報保護条例があり、条例に基づいて管理していくことになる。

[環境経済部長]

- ・自治会の防災活動について、従来、住民基本台帳に類するものを自治会で持っておられたが、個人情報保護等の観点から持たなくなり、自治会長であっても、どの家に誰が住んでいるのか把握するのが難しい状況にある。自主防災組織が確立している自治会では把握している場合もあり、災害が発生した際には、身近な地元自治会が一番に動くことになるため、協定の締結に伴う地元自治会との関係はどのように考えているのか。

[危機管理課長]

- ・災害発生時において必要な情報は支援が必要な人の情報であり、災害時要援護者名簿も提供してもらっている。この情報は、災害発生時に限って、自治会、消防、警察等に情報が提供され

るシステムとなるので、災害発生時に支援が必要な人の情報は提供できる。

- ・災害発生時の全住民基本データの提供については、個人情報保護の観点から難しい。全ての情報を自治会に提供するのは制度上困難であり、災害発生現場における救出に伴う情報については、消防本部から提供されることになる。消防本部も個人情報保護条例があることから、全ての情報を提供することは制度上の限界がある。

[市長]

- ・この件は今後も平行して考えていかなければならない課題である。民生委員児童委員が集まった会議でも、協議をしていくことを約束している。わかりやすく説明できるように課題を整理して、協議、調整しておくこと。

[市民部長]

- ・災害発生時には、紙ベースで情報を提供することは個人情報保護の観点から難しいため、自治会によっては、紙ベースの台帳を閲覧して、独自の台帳のようなものを作っているところがあるといくことも聞いている。

**区分：了解**

#### 4. 閉会

##### 副市長からの挨拶

- ・9月も後半に入り今年度の上半期が経過することになる。10月上旬に部別経営会議が開催される予定であり、各部課において事務事業の執行を整理し、下半期に向けた事業計画等を検討し市民サービスの向上に努めること。

以上